

「食品衛生関係行政処分取扱要領について」新旧対照表

新	旧
食品衛生関係行政処分取扱要領について	食品衛生関係行政処分取扱要領について
本文（略）	本文（略）
別添 1	別添 1
食品衛生関係行政処分取扱要領	食品衛生関係行政処分取扱要領
本文（略）	本文（略）
別表（略）	別表（略）
別添 2	別添 2
食品衛生関係行政処分取扱要領運用上の留意点	食品衛生関係行政処分取扱要領運用上の留意点
1（略）	1（略）
2 法第 6 条（食中毒関係以外）、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 13 条第 3 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条違反	2 法第 6 条（食中毒関係以外）、第 9 条第 1 項、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 13 条第 2 項、第 13 条第 3 項、第 16 条、第 17 条第 1 項、第 18 条第 2 項及び第 3 項並びに第 20 条違反
(1) 検査により違反と決定した食品等及び他の自治体、保健所又は検疫所から違反として通報された食品等については、 <u>6 (1) 及び (2)</u> に該当する場合を除き、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令又は移動禁止命令を行い、封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）すること。また、必要に応じて営業の禁止・停止等を行うこと。	(1) 検査により違反と決定した食品等及び他の自治体、保健所又は検疫所から違反として通報された食品等については、 <u>6 (2)</u> に該当する場合を除き、廃棄命令、販売禁止命令、使用禁止命令、回収命令又は移動禁止命令を行い、封印（所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載）すること。また、必要に応じて営業の禁止・停止等を行うこと。
(2)～(5)（略）	(2)～(5)（略）
3～5（略）	3～5（略）

6 県所管域外製造品等の取扱い

(1) 県所管域外で製造又は輸入した食品等を違反とした場合

当該違反食品等を収去又は確認した販売店に対しては、速やかに店頭から撤去し、販売せず、製造者又は輸入者に返品等をするよう指導する旨の指導票を交付する。

ただし、違反となった原因が当該販売店にある場合及び当該販売店の営業者が上記指導に従わず速やかな危害除去が困難である場合は、販売禁止命令等の措置命令を行う。

いずれの場合にあっても、確認した当該違反食品等については、封印(所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載)を行う。

(2) 県所管域外で製造又は輸入した食品等の違反について他の自治体等から通報があった場合

販売禁止等の措置命令は要しないものとする。

また、すでに当該違反食品等の回収が着手されている場合は、原則として封印は行わないこととする。

ただし、重大な健康被害の可能性が懸念される場合は、通報元からの依頼に関わらず、封印を行うこととする。

(3) 封印を行った違反食品等を返品する場合  
封印のまま返品させること。

6 県外製造品等の取扱い

(1) 県外で製造若しくは輸入した食品等を違反とした場合は、速やかに生活衛生課に通報すること。

また、法第 19 条第 2 項違反以外の場合は、販売禁止等の措置命令を行い、当該食品等を封印(所属、食品衛生監視員署名・捺印、年月日、数量等を記載)するとともに、必要に応じて営業の禁止、停止等を行う。

(2) (1)にかかわらず、県外で製造若しくは輸入した食品等又は管外で製造若しくは輸入した食品等の違反の場合であって、当該製造所又は輸入者の所在地を管轄する自治体、保健所又は検疫所から通報があった場合は、販売禁止等の措置命令は要しないものであること。

なお、この場合は、封印のまま返品させることとし、県外で製造若しくは輸入した食品等の場合にあつては、速やかに生活衛生課に返品先等必要な報告を行うこと。

(3) 販売禁止、移動禁止命令後に返品する場合にあつては、封印のまま返品させ、速やかに生活衛生課に返品先等必要な報告を行うこと。